

(外交防衛委員会)

アジアⅡ太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジアⅡ太平洋郵便連合一般規則の追加議

定書の締結について承認を求めるの件 (閣条第五号) (衆議院送付) 要旨

アジアⅡ太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書 (以下「第二追加議定書」という。) は、アジアⅡ太平洋郵便連合 (以下「連合」という。) の組織及び運営の合理化のための組織改革を目的として、二〇一〇年 (平成十二年) 九月にテヘランで開催された第八回大会議において採択されたものであり、アジアⅡ太平洋郵便連合一般規則の追加議定書 (以下「追加議定書」という。) は、同大会議において、第二追加議定書の採択に併せ採択されたものである。

一、第二追加議定書

この第二追加議定書は、アジアⅡ太平洋郵便連合憲章を改正するもので、前文、本文二十箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- 1 中央事務局及びアジアⅡ太平洋郵便研修センターを廃止し、新たに事務局を設ける。
- 2 事務局は、管理部門及び研修部門で構成する。

二、追加議定書

この追加議定書は、第二追加議定書の内容を反映して、アジア「太平洋郵便連合」一般規則を改正するもので、前文、本文二十箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

1 中央事務局及びアジア「太平洋郵便研修センター」の廃止並びに事務局の新設に伴い、所要の規定の整備を行う。

2 事務局の組織、職員、任務及び事務局長の任務等について定める。

3 管理部門の支出は、年間八万合衆ドルを超過してはならない。

なお、これらの追加議定書は、二〇二二年（平成三十四年）七月一日に発効し、無期限に効力を有する。